

原発被害者訴訟 原告団全国連絡:平成28年2月4日現在

※ 平成28年2月4日までに集約した情報

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
原告(団)	福島原発避難者訴訟原告団	元の生活をかせせ・原発被害者いわき訴訟原告団(略称:いわき市民訴訟原告団)	福島原発・南相馬訴訟原告団	福島原発被害東京訴訟原告団	千葉県原発訴訟原告と家族の会	福島原発かながわ訴訟原告団	原発賠償京都訴訟原告団	原発賠償関西訴訟原告団	原発賠償ひょうご訴訟原告団	福島原発おかやま訴訟原告団
代表者	早川篤雄	伊東達也	高田一男	鴨下祐也	遠藤行雄	村田弘	福島敏子 萩原ゆきみ	森松明希子	榎本洋一 木幡智恵子	土屋暢樹
原告数(合計)	189世帯689名	〇〇世帯1577名	47世帯151名	89世帯281名	18世帯40名	61世帯177名	58世帯175名	80世帯221名	29世帯83名	38世帯103名
原告の属性※	避難指示等対象区域から主に福島県内(及び首都圏)への避難者	自主的避難等対象区域(いわき市)の滞在者		<第1次・第2次>自主的避難等対象区域(いわき市)から首都圏への避難者及びその家族<第3次>首都圏への避難者19世帯42名 福島県田村市の滞在者42世帯152名 福島県他地域の滞在者5世帯20名 栃木県東北地域の滞在者7世帯20名	千葉県への避難者とその家族 避難指示等対象区域13世帯38名 自主的避難等対象区域2世帯5名 その他(福島県内)1世帯4名	神奈川県への避難者とその家族 避難指示等対象区域45世帯127名 自主的避難等対象区域16世帯50名	*京都府への避難者とその家族 *避難指示等対象区域2世帯2名 *自主的避難等対象区域40世帯144名 *その他の福島県内5世帯9名 *福島県外7世帯20名	関西地方への避難者とその家族 避難指示等対象区域14世帯29名 自主的避難等対象区域54世帯161名 その他13世帯35名	兵庫県への避難者とその家族 避難指示等対象区域4世帯11名 自主的避難等対象区域23世帯69名 その他(福島県内)2世帯3名	岡山県への避難者とその家族 避難指示等対象区域2世帯5名 自主的避難等対象区域31世帯83名 その他の福島県内8世帯15名
訴訟名	福島原発避難者訴訟	元の生活をかせせ・原発事故被害いわき訴訟(略称:いわき市民訴訟)	福島原発・南相馬訴訟	福島原発被害東京訴訟	福島第一原発事故被害者集団訴訟	福島原発かながわ訴訟	原発賠償京都訴訟原告団	原発賠償関西訴訟	福島原発事故ひょうご訴訟	福島原発おかやま訴訟
提訴日	第1次 平成24年12月3日 第2次 平成25年7月17日 第3次 平成25年12月28日 第4次 平成26年5月21日 第5次 平成27年2月18日	第1次 平成25年3月11日 第2次 平成25年11月28日 第3次 平成26年12月17日	第1次 平成27年8月18日	第1次 平成25年3月11日 第2次 平成25年7月28日 第3次 平成26年3月10日	第1次 平成25年3月11日 第2次 平成25年7月12日	第1次 平成25年9月11日 第2次 平成25年12月12日 第3次 平成26年3月10日 第4次 平成26年12月22日	第1次 平成25年9月17日 第2次 平成26年5月9日 第3次 平成27年7月7日	第1次 平成25年9月17日 第2次 平成25年12月18日 第3次 平成26年3月7日	第1次 平成25年9月30日 第2次 平成26年3月7日	第1次 平成26年3月10日 第2次 平成27年3月10日
原告数	第1次 17世帯39名 第2次 64世帯181名 第3次 35世帯137名 第4次 35世帯119名 第5次 39世帯113名	第1次 822名 第2次 574名 第3次 181名	第1次 47世帯151名	第1次 3世帯8名 第2次 14世帯40名 第3次 72世帯233名	第1次 8世帯20名 第2次 10世帯27名	第1次 17世帯47名 第2次 6世帯22名 第3次 12世帯27名 第4次 26世帯81名	第1次 33世帯91名 第2次 20世帯53名 第3次 11世帯31名	第1次 27世帯80名 第2次 14世帯40名 第3次 40世帯105名	第1次 18世帯54名 第2次 11世帯29名	38世帯103名
裁判所	福島地方裁判所いわき支部 ※第2陣は第1陣と併合しない	福島地方裁判所いわき支部 ※避難者訴訟とは併合しない		東京地方裁判所	千葉地方裁判所	横浜地方裁判所	京都地方裁判所	大阪地方裁判所	神戸地方裁判所	岡山地方裁判所
被告	東電	国・東電	国・東電	国・東電	国・東電	国・東電	国・東電	国・東電	国・東電	国・東電
弁護団	福島原発被害弁護団(通称:浜通り弁護団)			福島原発被害首都圏弁護団	原発被害救済千葉県弁護団	福島原発被害者支援かながわ弁護団	東日本大震災による被災者支援京都弁護団	原発事故被災者支援関西弁護団	兵庫県原発被害者支援弁護団	岡山原発被災者支援弁護団
弁護団HP	http://www.kanzen-haiho.com/			http://genatsu-shutoken.com/blog/	http://genjo-ohiba.com/	http://hanagawagroups.blogspot.jp/	http://hishashin-kyoto.org/	http://hishashin-kyoto.org/	http://hishashin-kyoto.org/	http://okayamahogenjiten.blog.fc2.com/
現状回復	—			—	—	—	—	—	—	—
主な請求の内容	・ふるさと喪失につき2000万円 ・避難生活につき月50万円を支払え	・いわき市全域の空間線量率が0.04μSv/hとなる現状回復措置及び福島第一原発の廃炉完了まで、月5万円(1世帯月15万円) ・事故後に養育、誕生した子どもを養育25万円(事故当時低線であれば+25万円)を支払え		<第1次・第2次> ・避難生活につき月50万円/1人 ・第3次 1800万円/1人	・コミュニケーション喪失につき2000万円 ・避難生活につき月50万円を支払え	・ふるさと喪失・生活破壊につき2000万円 ・避難生活につき月36万円を支払え	・慰謝料及び客観的損害として1人当たり900万円 ・弁護士費用を賠償せよ(財物損害は後日追加予定)	・慰謝料及び客観的損害として1人当たり1500万円 ・弁護士費用を賠償せよ(財物損害は後日追加予定)	・慰謝料及び客観的損害として1人当たり1600万円 ・弁護士費用を賠償せよ(財物損害は後日追加予定)	・1人当たり1000万円 ・弁護士費用
実損害	・居住用不動産等の再取得費用(福島県市街地における再取得を可とする金額) 土地:600㎡までは福島県市街地における平均地価(38000円/㎡)+600㎡を超える面積部分について固定資産評価額の単価×1.43 建物:フラット35の2238万円(115.8㎡)+115.8㎡を超える延べ床面積×平成25年度の平均新築単価(18万8800円/㎡) ・家財道具購入費(損害保険基準) ・弁護士費用等を賠償せよ (その他の実損害は、別途解決する)	弁護士費用のみ		・避難費用、休業損害、弁護士費用等を賠償せよ	・居住用不動産等の再取得費用 土地1988.8万円(全国平均) 建物2238万円(全国平均) ・家財道具購入費(損害保険基準) ・その他、避難費用、弁護士費用等を賠償せよ	・居住用不動産等の再取得費用 土地1988.8万円(全国平均) 建物2238万円(全国平均) ・家財道具購入費(損害保険基準) ・その他、避難費用、弁護士費用等を賠償せよ	・慰謝料及び客観的損害として1人当たり900万円 ・弁護士費用を賠償せよ(財物損害は後日追加予定)	・慰謝料及び客観的損害として1人当たり1500万円 ・弁護士費用を賠償せよ(財物損害は後日追加予定)	・慰謝料及び客観的損害として1人当たり1600万円 ・弁護士費用を賠償せよ(財物損害は後日追加予定)	・1人当たり1000万円 ・弁護士費用

※福島県内の地域は便宜上、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針追補における「避難指示等対象区域」「自主的避難等対象区域」の定義に依り分類しています。

11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
阿武隈の自然との共生者の原発事故損害賠償を求める会(略称:阿武隈会)	鹿島区訴訟原告団(仮称)	原発事故被災者を守る会(都路町訴訟原告団)	小高のふるさとを守る会	福島原発ひろしま訴訟原告団	原発賠償受難訴訟原告団	福島原発事故被害救済九州原告団	「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」原告団	(検討中)	(検討中)	(検討中)
佐野強(連絡担当)	多田謙治(連絡担当)	今泉慎行	山澤征	渡部美和 石森雄一郎(連絡担当)	渡部寛志	金本友幸	今野秀則			
30世帯61名	108世帯272名	184世帯642名	126世帯398名	11世帯28名	10世帯25名	15世帯41名	224世帯663名 (うち70世帯242名が提訴済み。その余は2016年度内に順次提訴見込み)			
田村市都路町のうち、旧緊急時避難準備区域にある地域に、自然との共生生活を求めて移住してきた者	市相馬市鹿島区の滞在者(30km圏内で、政府による避難指示区域外であるが、「地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域」として中間指針上の対象区域となっている地域)	田村市都路町のうち、旧緊急時避難準備区域にある地域の滞在者及び避難者(先行する阿武隈会訴訟は移住者、都路町訴訟は古くからの居住者)	南相馬市小高区からの避難者(ほとんどが避難指示解除準備区域の住民、一部居住制限区域の住民)	広島への避難者 飯館避難準備区域から1世帯5名 その他福島県から8世帯21名 関東地方から2世帯2名	愛媛県内への避難者 避難指示等対象区域1世帯4名 その他の福島県内9世帯21名	九州地方への避難者 福島県から5世帯19名 東北・関東地方から9世帯22名	震災当時、双葉郡浪江町津島地区(地区全体が帰還困難区域に指定されている)に居住していた避難者	福島県とその隣接県の滞在者と避難者(内、約9割は福島県、滞在者と避難者の割合は7:3)	避難指示等対象区域から主に福島県内(及び首都圏)への避難者	北海道への避難者とその家族 避難指示等対象区域8世帯 自主的避難等対象区域63世帯 その他(白河市)3世帯、会津若松1世帯、松戸市1世帯
阿武隈会訴訟	鹿島区訴訟	都路町訴訟	小高区訴訟 (「ふるさとを取り戻せ!」訴訟)	福島原発ひろしま訴訟	福島第一原発事故損害賠償受難訴訟	福島原発事故被害救済九州訴訟	ふるさとを返せ 津島原発訴訟	「生業を返せ、地域を返せ!」 福島原発訴訟		原発事故損害賠償 -北海道訴訟
第1次 平成26年3月10日 第2次 平成26年9月5日 第3次 平成27年4月2日 第4次 平成27年9月18日	第1次 平成26年10月29日 第2次 平成27年3月27日	第1次 平成27年2月9日 第2次 平成27年9月10日	第1次 平成27年10月8日	平成26年9月10日	第1次 平成26年3月10日 第2次 平成27年4月10日	第1次 平成27年9月9日 第2次 平成27年3月11日	第1次 平成27年9月29日 第2次 平成28年1月14日 第3次 平成28年5月20日予定	第1次 平成25年3月11日 第2次 平成25年9月10日 第3次 平成26年9月10日 第4次 平成26年9月10日	第1次 平成25年5月30日 第2次 平成26年9月10日	第1次 平成25年6月21日 第2次 平成25年9月27日 第3次 平成26年3月4日 第4次 平成26年6月12日 第5次 平成26年9月21日 第6次 平成27年12月15日 第7次 平成27年9月12日
第1次 21世帯44名 第2次 2世帯3名 第3次 6世帯12名 第4次 1世帯2名 合計 30世帯61名	第1次 11世帯23名 第2次 79世帯249名 合計 108世帯272名	第1次 105世帯398名 第2次 79世帯244名 合計 184世帯642名	第1次 126世帯398名	11世帯28名	第1次 6世帯12名 第2次 4世帯13名 合計 10世帯25名	第1次 10世帯31名 第2次 5世帯10名	第1次 32世帯 116名 第2次 38世帯 126名 合計 70世帯 242名	第1次 800名 第2次 1180名 第3次 620名 第4次 1285名	第1次 12世帯26名 第2次 6世帯14名	第1次 13世帯43名 第2次 20世帯70名 第3次 33世帯110名 第4次 1世帯2名 第5次 1世帯4名 第6次 6世帯21名 第7次 2世帯6名
東京地方裁判所	福島地方裁判所 (相馬支部より回付)	福島地方裁判所郡山支部	福島地方裁判所 (相馬支部より回付)	広島地方裁判所	松山地方裁判所	福岡地方裁判所	福島地方裁判所郡山支部	福島地方裁判所 ※全て併合		札幌地方裁判所
国・東電	国・東電	国・東電	国・東電	国・東電	国・東電	国・東電	国・東電	国・東電		国・東電
東日本大震災による 原発事故被災者支援弁護団				福島原発ひろしま訴訟 避難者弁護団	(愛媛) ※弁護団は構成せず	原発事故被害者 弁護団福岡	「ふるさとを返せ 津島 原発訴訟」弁護団	「生業を返せ、地域を返せ!」 福島原発事故被害者弁護団		原発事故被災者支援 北海道弁護団
http://atb-law.net/				http://k-suser.socolog-puffy.com/hiroshimauclear/	http://fukushima-hinansya.jimdo.com/	http://genpatsuwooi-hyushu.net/	目下作成中	http://www.narinasochu.jp/		http://hokkaido-genpatsu-bangodan.jp/
							①津島地区全域について本件原発事故由来の放射線量を地中0.048マイクロシーベルトにまで低下させる義務の増強 ②津島地区全域について本件原発事故由来の放射線量を2020年6月12日までに地中0.23マイクロシーベルトにまで低下させよ。	原告らの居住地において、空間線量率を0.04 μSv/h以下とせよ		
・自然との共生生活等喪失賠償料(自然との共生生活中、自然自見の生活、第二のふるさと、終の隠れ家等奪われたことに対する賠償料)として、1000万円。	・主に滞在者賠償料として600万円(平成26年9月で賠償打ち切りされているため、同年10月よりあえず5年間の月10万円の賠償料を求める)。	・自然豊かなコミュニティ等喪失賠償料(自然豊かな地域に於ける自然自見の生活、家族の囲みん等を奪われたことに対する賠償料)として、1000万円	・地域コミュニティ喪失賠償料(あると喪失賠償料)として、2000万円				①2011年3月11日から津島地区全域について本件原発事故由来の放射線量を地中0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで、毎月末日限り、月額95万円の賠償を支払え ②(前記①とは別)事故直後の高温濃度は(原告)について賠償料金300万円 ③(予備的請求)仮に現状回復請求が認められない場合、賠償料3000万円	事故発生から原告ら居住地の空間線量率が0.04 μSv/hとなるまで、原告1人当たり月5万円を支払え		・ふるさと喪失につき2000万円を支払え
・財物損害(土地に関しては購入価格、住居に関しては購入価格、建築費、セルフビルドの場合は建築主による建築費の増分、家財に関しては、購入価格、市場価格。)など、旧緊急時避難準備区域であるが、全額賠償を求める。 ・固定資産税相当額の損害。 ・弁護士費用。	・弁護士費用。	・弁護士費用。	・弁護士費用	・1人当たり1000万円 ・弁護士費用	・1人当たり500万円 ・弁護士費用	・1人当たり500万円 ・弁護士費用	・弁護士費用	弁護士費用のみ		・居住用不動産等の再取得費用 土壌1368.8万円(金額平均) 建物2238万円(金額平均) を賠償せよ
										1人当たり500万円+弁護士費用(不慮に異なる損害は除く)

22	23	24
(検討中)	(検討中)	(検討中)
		36世帯114名
新潟県への避難者とその家族 避難指示等対象区域54世帯162名 その他(自主的避難等対象区域を含む福島 県内)155世帯549名	群馬県への避難者とその家族 避難指示等対象区域22世帯65名 自主的避難等対象区域20世帯60名 (第3回は未集計)	愛知県・岐阜県への避難者とその家族 自主的避難等対象区域13世帯51名 その他(岐阜県内)10世帯22名 (第3回は未集計)
――	――	――
第1陣 平成25年9月11日 第2陣 平成26年9月10日 第3陣 平成26年10月20日	第1陣 平成25年9月11日 第2陣 平成26年9月10日 第3陣 平成26年9月11日	第1次 平成25年6月24日 第2次 平成25年12月20日 第3次 平成26年3月5日
第1陣 101世帯 354名 第2陣 30世帯 99名 第3陣 78世帯 258名	第1陣 32世帯90名 第2陣 10世帯35名 第3陣 3世帯12名	第1次 8世帯29名 第2次 15世帯44名 第3次 13世帯41名
新潟地方裁判所	前橋地方裁判所	名古屋地方裁判所
国・東電	国・東電	国・東電
福島原発被害救済 新潟県弁護団	原子力損害賠償 群馬弁護団	福島原発事故損害賠償 愛知弁護団
http://genpatu-niigata.cocolog-wifty.com/blog/	http://genpatu-gunma.beigodan.jp/	http://genpatu-aichi.org/
――	――	――
1人当たり1000万円	1人当たり1000万円	1人当たり1000万円
弁護士費用のみ	弁護士費用のみ	弁護士費用のみ